

あなたの安全と健康を守る「労働安全衛生法」のポイント

| 労働安全衛生法 | 項目 | 概要 | ポイント |
|--|--------------|---|---|
| 第1章 総則 (第1条～第5条) | 事業者による基本的責務 | 事業者は労働者の安全と健康を確保すること | 「労働者」にはパートタイマーや期間従業員なども含まれます。 |
| | 労働者による遵守 | 労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守る | 「労働者」の義務です。 |
| 第3章 安全衛生管理体制 (第10条～第19条の3) | 管理者・推進者等の選任 | 事業者は安全衛生の管理や推進の中心となる人を決める | 事業規模や業種に応じて、「安全管理者」「衛生管理者」「安全衛生推進者」「産業医」などを置きます。 |
| | 委員会の設置 | 事業者は、安全衛生に関して審議を行い、意見を聞く場を設ける | 事業規模や業種に応じて、「安全委員会」「衛生委員会」などを設けます。 |
| 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第20条～第36条) | 事業者による危険防止措置 | 事業者は、設備や作業などにより労働者が危険な目にあったり、ケガや病気をすることがないように、防止措置をとる | 施設、設備、機械に必要な危険防止、健康障害防止措置をとることが必要です。 |
| | 労働者の遵守 | 労働者は事業者の危険防止措置に応じて必要な事項を守る | 労働者の義務です。 |
| 第6章 労働者の就業にあたっての措置 (第59条～第63条) | 教育の実施 | 事業者は労働者に安全衛生教育を行う | 「労働者」にはパートタイマーや期間従業員なども含まれます。 |
| 第7章 健康の保持増進のための措置 (第65条～第71条) | 健康の保持増進の措置 | 事業者は作業環境測定、作業の管理、健康診断等の実施により、労働者の健康保持・増進を行う | <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定、作業の管理 放射線業務を行う作業場や特定化学物質を取り扱う屋内作業場など、法令で定められた業務を行う作業場について、作業環境測定を行い、記録を保管することが必要です。 ・健康診断等 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行うことが必要です。また、定期健康診断を年に1回以上行うことが必要です 有害業務に従事する労働者に対し、配置換えの際および半年に一回以上、特殊健康診断を行うことが必要です。 ・ストレスチェック制度 心理的な負担の程度を把握するための検査とその結果に基づく面接指導の実施。 |